

諫早市教育委員会議事録

令和2年第4回（3月定例）

令和2年第4回（3月定例）教育委員会

- 1 日 時 令和2年3月27日（金） 16時00分～17時20分
- 2 場 所 諫早市役所 7階 7-1会議室
- 3 出席者 教育長 西村 暢彦
委 員 緒方 正親
委 員 秀島 はるみ
委 員 宮本 峻光
委 員 原田 裕介
- 4 会議に出席した事務職員
教育次長 高柳 浩二
教育総務課長 田島 正孝
学校教育課長 有谷 孝彦
生涯学習課長 佐藤 小百合
文化振興課長 諸岡 昌史
- 5 議題
報告第8号 臨時代理の報告について（諫早市教育委員会職員の任免について）
議案第3号 諫早市立小・中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則
議案第4号 諫早市立小・中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について
議案第5号 諫早修習館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
議案第6号 諫早市教育委員会の任命に係る技能労務職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則
議案第7号 諫早市教育委員会会計年度任用職員服務規程
議案第8号 諫早市教育委員会臨時職員服務規程及び諫早市立小・中学校に勤務する職員の自家用車による公務旅行に関する規程の一部を改正する規程

議事録署名人の指名

宮本委員と秀島委員を議事録署名人に指名

議事の非公開

報告第8号は、人事案件であるため非公開

議事録の承認

- 1 令和2年第2回（2月定例）教育委員会の議事録について
質問・意見なし
原案どおり可決
- 2 令和2年第3回（2月臨時）教育委員会の議事録について
質問・意見なし
原案どおり可決

教育長等の報告の要旨

- 1 教育長の報告
 - ① 新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について
 - ② 令和2年3月定例市議会一般質問について
「① 新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について」と「② 令和2年3月定例市議会一般質問について」については、令和2年3月定例市議会で山口喜久雄議員に受けた質問がコロナウイルスに関するものであったため、答弁のメモを読むことで報告に代えさせていただく。
また、国のほうから（県を経由して）春休み中に部活の再開、4月6日（月）から通常の教育活動を実施する旨の通知があったため、それに対応したのが資料の1ページ及び2ページの文書である。4月6日に始業式を行い、給食も4月7日から始められることになった。ただし、小学生の体力も落ちているであろうことから、リズムを取り戻すために、4月7日（火）から10日（金）までは給食ありの午前中授業とした。資料の3ページの「健康観察記録表」は、始業式から始めることとし、朝から体温を計り、症状のチェックをしてから、

保護者の方は子どもを学校へ送り出すというかたちになる。また、中学校の部活についても、資料7ページの「健康観察記録表」に記入をし、学校へ持っていく、部活動へ参加していただくこととし、資料6ページの「部活動再開に係る承諾書」は、家庭で行うことを承諾した上で、部活動に参加するといった意識をもっていただくこととしている。資料の8ページについては、感染症の予防対策として、各地域での子どもたちへの声かけや見守りについて、わかりやすくチラシ風に作成したものである。今後も地域の皆様のご協力をお願いしたいと考えている。

③ 教育委員の任命について

緒方委員の後任として、飯盛町の山口秀雄様をお願いをしていたところだが、3月19日、議会本会議で承認をいただいた。

《教育長の報告に対する質問・意見》

[委員]

3ページと7ページの健康観察記録表については、朝の体温・症状しか書く欄がないが、来たとき、帰るときの両方について記載するほうがよいのでは。

[教育長]

学校では毎朝、健康観察を行っており、検温は行わないが、子どもたちの朝の状態を確認している。

[委員]

朝と夕方の状態が把握できていれば、あとから見返すときに、いつごろから具合が悪くなったのかが分かる。コロナウイルスは、症状がなくても感染しているということもあるので、可能であれば、こまめにチェックをしたほうがよいと思う。

[教育長]

健康観察記録表は朝の分しか書き込みができないが、帰りの会の際に健康観察を行う方法はあると思う。この健康観察記録表は家庭用なので、学校にある健康観察記録表を加工し、下校時の子どもたちの状態をチェックできないか検討してみる。

[委員]

あと、健康観察記録表内にある症状の欄は、「せき」、「のどの痛み」、「鼻水」となっているが、今問題となっているのが、「呼吸困難」、「体のだるさ」が挙げられているため、「その他具合の悪さ」を付け加えてはどうか。

[教育長]

症状の欄の右の欄「その他」で対応できると思う。

[委員]

中学校の部活動の対外試合に関しては禁止だと思うが、今のところいつまでという期間は定めてあるのか。

[教育長]

今のところ春休み期間としているが、部活動の中止期間については、今後、中体連のことも見据えて、並行して考えていかなければいけないと思っている。そのほか5月の運動会、特に小学校の運動会は親、祖父母等応援が多く見込まれるため、対応を考える必要がある。

《 議 事 》

- 1 議案第3号 諫早市立小・中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則
- 2 議案第4号 諫早市立小・中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について

学校教育課長 関連議案のため一括説明

[委員]

例えば今のこの時期、コロナウイルスの対応に係る会議等が必要になってくると思うが、そういった特別な場合でもこの時間に制限されるのか、されないのか。

[学校教育課長]

資料の12ページ「(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別な事情がある場合の上限時間」に該当すると思われるが、これを超えないように指導するのが教育委員会の業務であると考えている。

[委員]

例えば子どもさんが亡くなったとか、感染した、感染させられたとなったとき、この時間をオーバーするかもしれない。そのオーバーした期間がずっと続いたときに、どこからか罰、指導を受けるのか。

[学校教育課長]

教育委員会が指導を行う。

[委員]

さらにオーバーした期間がずっと続いた場合、次の年で調整するといった影響が出たりするのか。

[学校教育課長]

今、即答ができないため、改めて報告させていただきたい。

[委員]

コロナウイルスの場合は非常事態であるので、「臨時的な特別な事情がある場合」を超えた件として取り扱われるのではないかと考える。

原案どおり可決

- 3 議案第5号 諫早修習館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
生涯学習課長 説明

[委員]

連帯保証人等の国籍は問わないのか。

[生涯学習課長]

国籍については事例としては現段階では考えていない。今後、市内在住の連帯保証人等を選任することが困難である事例が発生したときは個別にご相談させていただきたい。

[委員]

今までも国籍のことは何も規定されていなかったのか。

[生涯学習課長]

今までも国籍については問題となることはなかった。連帯保証人等の居住地についての相談は、昨年1件あり、結果その方は合格に至らなかったが、今年度は3名の方から、連帯保証人等の市外居住者について相談があったため、それを受け、規則の改正を行うこととし、議案として上程させていただいた。

原案どおり可決

- 4 議案第6号 諫早市教育委員会の任命に係る技能労務職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則
- 5 議案第7号 諫早市教育委員会会計年度任用職員服務規程
- 6 議案第8号 諫早市教育委員会臨時職員服務規程及び諫早市立小・中学校に勤務する職員の自家用車による公務旅行に関する規程の一部を改正する規程

教育総務課長 関連議案のため一括説明

[委員]

現行から改正案に変わったときに、採用される方にとって不利益が生じることがあるのか。

[教育総務課長]

諫早市の場合は、今までの給与は確実に確保・維持した状態で移行している。今回の改正は、一定の条件を満たせば、期末手当等の支給がなされたり、休暇についても今まで無給の特別休暇であったものが有給の特別休暇へ移行されるなど、基本的には不利益が生じるものではない。

任用される方については、本制度改正によって、守秘義務等が明確に定められているため、業務上の規制もかかってくるが、処遇的には改善されたと言える。

原案どおり可決

《教育総務課長の報告》

各課の主な仕事（令和2年度当初予算版）について

《非公開議事》

報告第8号 臨時代理の報告について（諫早市教育委員会職員の任免について）

教育総務課長 説明
削除
了承

その他

教育総務課長
定例教育委員会の日程について説明

17時20分閉会